1968年度第61回宜野湾市議会会議録（定例会 ~~臨時会~~）

※ 9月17日（第1日目）　（午前10時3分開議）
（午後12時一分散会）

※ 出席議員（21名）

1番 伊保清安	2番 天久盛雄
3番 石川真六	4番 渡名喜庸仁
5番 宮里敏行	7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘	9番 棚原憲信
10番 稲嶺正廣	11番 安次富盛信
12番 大川昇	13番 知名朝司
14番 崎間正篤	15番 仲村淳仁
16番 武島行男	17番 佐喜真弘
18番 比嘉義定	19番 宮城盛昌
20番 伊佐徳次郎	21番 仲村盛光
22番 古波蔵清次郎	

※ 欠席議員（　名）

なし

※ 議事説明員

市長 島袋全一	助役 沢し安一
収入役 奥里将俊	総務課長 呉屋好永
住民課長 棚原盛真	厚生課長 伊佐友誠
税務課長 仲村春信	農林課長 崎間政光
商工観光課長 古波蔵信三	都計課長 知花義世

~~建設課長~~　　~~出納室長　平　良　春　子~~

固定資産評価室長　武　島　正　孝

消防長　大　城　仁　幸　　水道部長　仲　村　春　盛

営業課長　奥　里　将　弘　　会計課長　多和田　真　一

工務課長　金　城　健　栄

※ 事務局出席者

局　長　末　吉　健　男　　庶務係長　照　屋　　毅

議事係長　島　袋　真　由　　書　記　仲　村　孝　夫

書　記　比　嘉　定　治

※ 議　事　日　程（第1号）

1968年9月17日（火曜）

日程第1　諸般の報告

日程第2　会期の決定について

日程第3　会議録署名議員の指名について

日程第4　報告第3号　継続費繰越計算書について

報告第4号　1968年度宜野湾市一般会計予算繰越計算書について.

日程第5　報告第5号　1968年度宜野湾市上水道事業会計予算繰越予算書

日程第6　議案第59号　公有水面埋立事業継続年期及び支出方法変更について

日程第7　議案第60号　1969年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計予算追加更正予算

日程第8　議案第61号　宜野湾市基本財産基金積立停止について.

日程第9 議案第62号 字の区域を変更することについて.

日程第10 議案第63号 字の区域を変更することについて.

日程第11 議案第64号 公営住宅建設工事起債について

日程第12 議案第67号 1969年度土地区画整理事業第二地区特別会計予算追加更正予算

議　長
定刻になっておりますので只今より会議を開きたいと思います。
出席18名であります。市町村自治法の第103条により議会は成立致しております。よって只今より第61回宜野湾市議会定例会を開会致します。（午前10時3分）

議　長
日程の打ち合わせ等のため暫く休憩致します。（午前10時4分）

議　長
再開致します。（午前10時43分）

議　長
日程第1、会期の決定についてお諮り致します。休憩中にお諮り致しましたように9月の17日より9月の27日までの11日間としたいと思いますが外に変った御異意見ございませんか。

議　長
御異見ございませんので、左様決定を致します。

議　長

日程の第4、会議録署名議員の指名についてお諮り致します。議長が指名することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長
御異議ございませんので議長が指名を致します。9番の棚原君、16番の武島君にお願いを致します。

議　長
暫く休憩致します。（午前10時45分）

議　長
再開致します。（午前10時56分）

議　長
日程第5、報告第3号、継続費繰越計算書についてを上程致します。理事者の説明を求めます。

助　役
御説明申し上げます。報告3号につきましては市町村自治法の施行規則第3条第1項により

て、継続費としたい。繰越費は、次年度繰越費として使用することができます。次年度繰越費についてもそれぞれ計画書をつくって、それを計画書の通りに使って、ばらばらに使わないようにすることです。

たった68年度の予算でしかもそれぞれにいくつかの項目の請負業者がこれに参加しています。そういう項目の請負業者が支出額がでざいます。ゆえに当分の支出額がでざいます。

ドルの支出がでざいます。

いまして、428ドル81仙の支出がでざいます。

ドルの、403ドル19仙の繰越がでざいます。

います。それから1款1項6目あるいは支出額です。

ただ、それからいまして、684ドルの支出でございます。

繰越がカドルでございます。それから次年度繰越費1項7目の次年度繰越費に次ぎまして、1款1項1目の繰越費にあたって、次年度繰越費1項1目の工事費に次ぎまして、100ドルの繰越費になっております。

それから1款1項1目の工事費に次ぎまして、

繰越費が7937ドル未支出になっております。

繰越費は、11280ドル未支出になっております。

それから1款3項2目、

道路橋梁費が〜繰越費が〜1款3項2目、

道路橋梁費になっております。

それから1ドルの繰越でございます。

それから利子が同様でございます。

それから元金・同様でございます。

それから元利償還費が500ドル、これも支出額がなくて、元利償還費、

1款1項ごとの繰越費がなくなって、以上です。

上の経費が支出残になっておりますのでこれを69年度に逓次繰越しております。それでこれを議会に報告しておる訳でございます。支出予算現額が4458ドル、そのうち68年度において支出致しましたのが3443ドル81仙、残が9014ドル19仙、この残額を69年度に逓次繰越致しましたので以上御報告申し上げます。

議　長
暫く休憩致します。(午前10時58分)

議　長
再開致します。(午前10時58分)

議　長
報告第3号の継続費繰越計算書について報告を終りたいと思います。

議　長
次は日程の第4、報告第4号、1968年度一般会計予算繰越計算書についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

助　於

新築明細書　先月分

当社の建築　渉外一覧表

当社の建築　でございます。18

年度の　建築　試算額

先　こちら　日の

先　教　に　見　に　て

ず　き　キ　レ　て　建

築　決　額　が　1990

り　た　こ　の　方

り　建　築　試　し　て

を　申　し　上　げ　ま

ら　ん　頂　り　ま　す

、　た　れ　ま　で　の

業　が　入　ら　ド　ル

ド　ル　。　住　額　で

す　が　、　た　れ　を

建　物　の　建　築　工

ド　ル　で　ご　建　築

ル　で　ご　ざ　い　ま

す　内　の　図　型　時

ま　す　。　こ　れ　の

ド　ル　住　宅　額　建

た　れ　か　ら　ド　建

を　建　築　費　。　ま

ろ　ド　ル　で　す　が

建　築　し　て　お　り

こ　に　一　軒　住　宅

の　住　宅　が　次　の

新　し　い　住　宅　を

までは執行ができませんので繰越しました訳でありますが、現在建築工事も順調に進んでおりまして、現在執行中でございます。それから8款の財産費、1項2目、土地購入費、この方は普天間第二小学校の敷地購入費でございますが、予算繰越議決額が111000ドル、68年度におきます予算総額全部を予算議決致しましたけれども幸いに新城の宅地につきましては年度内に執行することができまして、そのうち53406ドル75セントにおきましては年度内で執行致しまして残りの…… あっ、今のは説明反対でございます。そのうち5600ドル余りが執行済みになりまして、差し引き53406弗75仙が予算繰越を致しております訳であります。合計致しまして議決されました金額が117084ドルに対しまして年度内に執行しましたものを差し引きまして59490ドル75セントが69年度に予算を繰越致しております。以上報告を終ります。

議長 . . . . . .

報告第4号 1968年度宜野湾市一般会計予算繰越計算書についての報告を終ります。

議長
次は日程の第5、報告第5号、1968年度宜野湾市上水道事業会計予算繰越予算書を上程致します。理事者の説明を求めます。

水道部長
市長に代って御報告申し上げます。市町村公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の繰越計算書の報告であります。内容は資本的支出の報告でありますが、現在工事中であります我如古地域配水管敷設工事と真志喜の配水管敷設工事、これは借り入れとそれから自己資金をやって年度事業として1968年度の事業として計画を進めておった訳でありますが、事業認可及び起債手続等の期日を…起債手続等に期日がかかり、それから資材発注なんかも相当遅れたために年度内完工ができなくて繰越

した訳であります。内容は、予算計上額、我如古の方が39527弗15仙に対し、支払義務の発生額が1445弗15仙、翌年度に繰越した額が36674ドルになっております。それから真志喜の方が17463弗85仙の予算額に対しまして192弗85仙の支出義務の発生額、翌年度への繰越額が16751弗になっております。その合計が、繰越額の合計が53425弗になっておりますが、その外企業債として賄う、企業債で賄う48554弗85仙、それから損益勘定留保資金と当年度利益剰余金の処分額4870弗15仙の内訳になっております。それから嘉数地域の配水管敷設工事、これは完全に自己資金でやった工事でありますが、これも年度がやがて終えがたに契約されたもんで、それと、これは事業認可とは関係ありませんが、やっぱりその資材関係で遅れています。それで予算が41372弗37仙に対しまして、支出義務の発生した額が12122ドル58仙、27222弗63仙が繰越になっております。新城地域、これは

第二地区、都計第二地区のあれでありますが、これもかねてから予想されなかった地域が都計の進捗に伴いまして、うけあいが可能だというような格好に関係で、ずっと年度の終りごろになってから計画されて、これも事業認可とは関係ありませんがやっぱし資材関係で年度内には完工できなくて繰越しております。それから中原、野崎、中原、宜野湾配水管敷設工事の分はこれは67年度に計画されました5号線地域の工事は一応完工した訳でありますが、これでは不十分だというような箇所が数箇所ありましたので、その部分の延長でありますが、これも先の嘉数、新城両地域と大体同時に手はかけておりますが、色んな関係で完工が遅れ繰越しております。額にしまして新城地域が63ヘクタ弗の予算額に対しまして支払義務の発生額が2160弗95仙、3889弗81仙を繰越しております。それから野崎、中原、宜野湾配水管敷設工事は3768弗に対しまして、3617弗90仙を

繰越しておりますが、この差額は不用額というふうになっております。それで合計致しまして、予算額が9128万37仙、それに対しまして支払義務の発生した額が5011万53仙、翌年度へ繰越した額が63856万になっております。以上報告を終ります。

議　長
　第5号報告を終ります。

議　長
　次は日程第6、議案第59号、日程第7の議案第60号は関連しておりますので一括して上程致します。

議　長
　日程第6、議案第59号、公有水面埋立事業継続年期及び支出方法変更について及び日程第7の議案第60号、1969年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計収入支出追加更正予算を上程致します。

議　長　．．．．．．．．．．．．．．．．

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役

御説明申し上げます。議案59号、議案60号におきましては関連がございますので、一緒に説明を進めていきたいと思います。先報告3号で報告申し上げました埋立事業の方は継続費になっておりまして、継続費の場合には自治法の施行規則の13条の1項によりまして その年期間逓次繰越して使用するということになっておりまして、しかし59年度の埋立事業の予算書におきましては、その逓次繰越していくところの予算科目が当初予算に設けられておりませんので、それを設けるために今回追加更正とそれから継続年期の継続費の変更を提案した訳であります。御承知のように継続費におきましてはその支出方法を変更する場合には設定と同じような手続をとるというふうになっておりますために、今回その内容的な金額の変更では

ございませんけれども、継続費として、あ、逓次繰越金額を受け入れるために、予算科目を設けるために支出方法書の変更とそれから追加更正の必要を生じた訳であります。そこで報告3号で申し上げましたように、これだけの1款1項3目からずっとこれだけの支出残がございまして、逓次繰越した訳ですけれども、69年度の予算におきまして、収入におきましては1款の繰入金、2款の市債、この二款しかございませんで、今申し上げたような逓次繰越金額を受け入れる予算科目がございませんで、今回これを受けるために追加更正予算におきましては3款の繰越金、それから4款の雑収入を設ける必要を生じた訳であります。そこでまあこれは費目存置でありますので繰越金額におきましては一応科目を設けるための処置ででございますので、費目存置にした訳ででございます。それでまず一応追加更正から申し上げますと、繰越金におきましてる事の追加をした訳であります。

これは繰越金の方で3弗であります、これは支出の方で御説明申し上げますと、支出の方で諸手当の方が1弗、それから需要費におきましては職員手当……需要費におきましては8節の報償費、13節の食糧費、の2弗が……。それから3目の交際費……その予算におきましては繰越金が……。才入の方におきましては、3款の繰越金が3ドル、それから雑収入の方で2ドル、合計しまして5ドルの追加更正になっております。それから才出におきましても埋立事業の1款の方で4ドルの追加になっておりまして、これは職員費が繰越、逓次繰越しておりますので、これが費目存置で1ドル、それから2目の需要費が同じく費目存置で、8節と13節の2ドル、交際費の1ドルの計4ドルになっております。それから2款の交際費におきましては元金の方が設けられておりませんでしたので、これを1ドル元金を費目存置しまして、合計しまして5ドルの才出になっております。それから継続費の支出

方法の変更につきましては、会計年度が過ぎますと継続費におきましては変更することができませんので、いわゆる当初の継続費におきましては68年度から72年度までの5ヶ年の継続費になっております。しかしこれは、68年度は既に予算執行終りましたために、今回変更致しますのは、その年期の変更が従来5ヵ年の継続年期でありましたのが、4ヵ年の計画年次に変っている訳であります。そこで、そこに計算書が、説明書がありますように、68年度におきましては既に執行済みでありますが関係上ここに実績を計上してあります。支出された金額を68年度においては計上致しまして、そのうち、その中で執行されなかった分は道路橋梁費の4984ドルが未執行になっております。それから、工事費の中で7937ドル、これが才入才出とも執行になっておりますのでこれを69年度の場合には繰越計算書によって計算されておりますので、69年度から後のものをこっちに計算した訳であり

ます。それで計算書によりますと68年度は全部省きまして、69年度から、現在の69年度におきましては1000483ドルのいわゆる年度割振りになっておりますが、これが5ドルの増になっております。これは先御説明申し上げました追加更正予算の5ドルの増でございます。それを内訳申し上げますと、職員費の方で4ドルの増で費目存置、増になっております。ゼロでありましたのが4ドル増しになっております。それから公債費の方で元金の方がなかったためにそれを費目存置して追加更正致しましたために1ドル、合計して4ドルの…… あ、合計しまして5ドル増になっておりまして、最初の継続費に、最初の継続費が1000488ドルから483ドルに増になっております。それから1970年度におきましても継続費の逓次繰越をするために、その項目を設けるために同じような考え方で費目存置をしたために合計しまして職員費の方におきまして合計で16ドルの増になっております。それから

埋立工事費の方が1ドルの増、それから道路橋梁費の方が1ドルの増、公債費の方が2ドルの増になっておりまして、総額におきまして、継続費総合計額において2ドルの増になっております。以上、説明がへたでどうもあれですが、説明を終りまして御質疑にお答えしたいと思います。

議　長
本案に対する質疑を許します。

議　長
暫く休憩致します。(午前11時20分)

議　長
再開致します。(午前11時20分)

議　長
議案第59号、並びに議案第60号につきましては質疑を終りたいと思いますが、御異議ございませんか。

~~議　長~~
~~御異議ありませんので質疑~~

議　長
御異議ありませんので質疑を終ります。

議　長
議案第59号、公有水面埋立事業継続年期及び支出方法変更について討論を求めます。

議　長
討論も省略したいと思いますが御異議ございませんか。

議　長
御異議ありませんので討論を省略致しまして表決に付します。

~~を終ります。~~

議　長
議案第59号、公有水面埋立事業費継続年期及び支出方法変更についてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

議　長
御異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決することに決定を致しました。

議　長
議案第60号、1969年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計歳入歳出追加更正予算の討論を求めます。

議　長
本案につきましても討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

議　長
御異議ございませんので、討論を省略致しまして表決に付します。

議長

議案第60号 1969年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計歳入歳出追加更正予算を表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

議長

御異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決することに決定致しました。

議長

次は日程の第8 議案第61号 宜野湾市基本財産基金積立停止についてを上程致します。

議長

本案に対する理事者の説明を求めます。

助役

御説明申し上げます。68会計年度の会計の出納閉鎖をしました8月31日に終っておりまして、繰越金が、才計剰余金がある訳でございますが、その才計剰余金につきましては基本財産基金積立金条例の第2条により

して、才計剰余金の2分の1以上を積立しなければいかないと規定をされておる訳であります。しかし69年度の会計におきまして、既に当初予算におきまして2万ドルの才入を見積られております。才計剰余金のうちから2万ドルは既に予算化されております。そうなりますと才計剰余金の半額を基本財産基金に積立てるこれは金額的にも兼合いませんし、尚、去った68年度におきまして、公営住宅の方が年度末に着工致しましたため予算外議決によりまして不用額に落されております。それから普天間の排水の工事が約18000ドルの工事が同様に不用額に落されております。それから長田の排水が10000ドル余りの工事が同じく不用額に落されておりまして、これを今回の定例会に追加更正して提案致す訳でありますが、その対応費が約16000ドルを要する訳であります。そこでこの対応費はどうしてもその才計剰余金を以って充てなければ、財源としなければいけませんので、いわゆる条例通

りの積立を致すことはどうしてもできませんし、尚本年度におきましては非常に予算が縮小されまして、色々計画された事業等も殆んど予算には計上されておりませんので、土木費等につきましては従来の5分の1位の予算規模になっておりますので、こういう才計剰余金の一部分は是非そういう建設面にも幾らか回わしていかなければいかないし、とにかく予算通りの、条例通りの金額を積立てるということは不可能な状態でございますので、今年度の予算運用のために一応、予算運用のために才計剰余金の積立てを本会計年度に限って停止を致したいために議会の議決を求める訳でございます。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
本案に対する質疑を終りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長
御異議ありませんので質疑を終り、討論を求めます。

議　長
討論も省略したいと思いますが御異議ございませんか。

議　長
御異議ございませんので、討論を終り表決に付します。

議　長
議案第61号、宜野湾市基本財産基金積立停止についてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

議　長
御異議なしと認めます。本案は原案通り可決することに決定致しました。

議　長
日程の第9、議案第62号、日程の第10、議案第63号を一括して上程致したいと思いますの

でよろしくお願い致します。

議　長
　議案第62号字の区域を変更することについて、並びに日程第10の議案第63号字の区域を変更することについてを一括上程致します。

議　長
　両案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助　役
　議案62号並びに63号を御説明申し上げます。この案件につきましては去った6月の定例会において一応議決を頂いた訳でありますけれども、この方は自治法の3条によりますところの所属未定地を宜野湾市の区域に編入するという議決、これは行政主席から立法院に提案されまして立法院の議決を要する訳であります。それでこれは去った立法院の定例会におきまして、宜野湾市の区域に編入するとの議決がなされておりますが、その

議決がなされて初めて文字の区域に編入すべきだという地方課の見解がありまして、一応同時議決を致した訳でありますけれども、一応行政主席が告示された日付後に字の区域の編入は、変更についての議決はなすべきであるというような業務指導を受けまして、まあ非常に、前に議決をしていただいたのでありますけれども、そういう日付の関係で同じ内容のものを再び提案致した訳でございます。よろしく御審議お願いします。

議　長
　第62号議並びに第63号議案に対する質疑を許します。

3　番
　一点だけお伺い致します。62号議案に添えられた見取図、ここに当該案件に関する部分は斜線が引かれております。この斜線以外に埋め立てられていないかどうか。その斜線と地続きで、その斜線以外の場所が埋め立てられていない

かどうか。

市　長
お答え致します。住宅公社の埋立がございます。

3　番
住宅公社による埋立地以外で、更に斜線の部分以外、つまりこの見取図に標示されていない公有水面、この図面においては上の方で北方の方の小さな川が流れておりますね、その付近はただ斜線並びに住宅公社による埋立、それ以外の埋立された部分がないかどうか。その辺をお伺いしている訳です。例えば元からあった川の副員は以前と同じような状態にあるかどうか。この辺を聞きたい訳です。

市　長
お答えします。埋立については、これ以外には埋め立てられておりません。この川は戦前は川でなくて私有地の土地でございまして、軍用地に変更す

べく地主から早くこれの請求をやるようにということで、これは軍用地に変更しようということで軍関係の事務所とも折衝中でありますけれどもまだ解決をしておりません。これは昔は全然そのりはない訳であります。

3　番

昔から、いわゆる従来そこがりであったかどうかも問題ではありません。埋立事業が開始される以前においてはりの状態であった。そこはりの状態であった。この62号案件の編入する地域はりの状態にあったところを埋め立てた部分は入ってないかどうか。私の質問はその辺であります。

助　役

今提案しています地域は市の埋立事業特別会計において埋立をした地域分だけでございます。別にそういうことは…。

3　番

それはよくわかりますが、この

図面に示されている通りであるかでないか。

助　役
　……。

3　番
　只今市長の説明で、あの頃は川じゃなくて個人所有地であるんだが川になっているというような趣旨の説明でありましたが、どこまでが川であったか、或はどこまでが個人所有地であったか問題は別としまして、この埋立事業が始まる以前においては誰が見ても川の状態であった。その川の状態にあった所が埋められて、その埋められた部分が今度の地域編入に関する土地の部分に入っているか入ってないか。

助　役
　それは全然入っておりません。

3　番
　入ってない。

助　役……

別にそういう市以外の埋立については、別に市の方で手続きしたことはございません。

3　番
それならば、琉球土地住宅公社の埋め立てた埋立地、更にそれにくっついて当市が埋め立てた引号案件に関しての、6ロ号案件に関する埋立地、この二つの埋立地以外にこの二つの埋立地に接続して埋立てられたことがありますか。

助　役
別に市の方で手続きをとったものはありません。

3　番
市或は第三者を問わず埋め立てられている事実があるかということを聞いている訳です。政府或は市その他第三者によるよらないを問わない……。

助　役
別に市の方では現地は最近見ておりませんが、別にない

と見ております。

3　番

とりかえ市としては元川で、元川じゃない、川の状態にあった所、あそこの部分が埋め立てられているかどうかははっきりしないという今の答弁ですが、それとも埋め立てられてはいないという答弁ですか。

助　役

現地を最近見ておりませんので、確認はしておりませんが、とりかえ市の方では埋め立てられてはいないというのが前提だと見ております。

議　長

外に質疑がありませんので質疑を終りたいと思いますが、御異議ございませんか。

議　長

御異議ありませんので、第62号議案並びに第63号議案の質疑を終ります。

議　長

第61号議案に対する討論を求めます。

議　長
討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

議　長
御異議ありませんので、討論を省略致しまして表決に付します。

議　長
議案第61号字の区域を変更することについてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

議　長
御異議なしと認めました。よって本案は原案通り可決することに決定致しました。

議　長
議案第61号字の区域を変更することについての討論を行います。

議　長……

本案につきましても討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

議　長
御異議なしと認めます。よって本案につきましては討論を省略することに致します。

議　長
第63号議案字の区域を変更することについてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

議　長
御異議ないと認めました。よって本案は原案通り可決することに決定を致しました。

議　長
次は日程の第11、議案第64号公営住宅建設工事費起債についてを上程致します。本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助　役
御説明申し上げます。公営住

それうきましては68年度の予算に計画致しておった訳でありますが、これが年度末に着工するようになりまして、68年度におきましては、一応予算上の手続をしておきましては不用額に落としてあります。そこで今回又追加更正をしてこれを執行致す訳でありますが、この方につきましては政府の補助金を除いたいわゆる市の対応費の90パーセントは資金運用部から資金を借りまして これの費用に充てたいという考え方で59000ドルを起債を致したいと思っております。それは資金運用部の方針としまして、補助金を除いた対応費の90パーセントが最高限度ということに現在、実際運用しておりますので、その金額を計上しまして59000ドル借りたいという、起債金額を59000ドルと提案致してある訳であります。それから起債の目的は公営住宅の建設工事費に充当するためであります。これは公営住宅の本体工事とそれから宅地造成の政府の補助対象になるものも金額

の、補助金を除いた金額の90パーセントこれが起債の対象になりますので、それを目的に市債を起こしたいという訳であります。それから利率につきましては資金運用部資金におきましては長期融資に切りかえる前の資金前貸の場合には年6分5厘、あ、年、日歩、日歩でございます。日歩0.18パーセント。それから金額全額借入れを済みまして、これを長期資金に切りかえますと年6分5厘という利率になっております。その通りの利率でございます。それから借入先におきましては琉球政府の資金運用部でございます。借入れの時期は69年度中で起債を、借り入れをしたいと、工事又は財政の都合等によりまして、起債の金額の一部又は…… 全部又は一部を翌年度に繰越して起債することができると、まあ一応はしておりますが、69年度中に執行を致したいと考えております。それから償還方法はこれも資金運用部の融資の条件になっておりまして、1年間は据置きしまして、

19年間にまりますところの半年賦元金均等償還を致したいというふうに考えております。それからその償還財源は使用料と及び一般会計の収入をもって充てたいと考えております。それから年次償還表こちらにございます。年次償還表は数字でございますので一応説明を省略をしたいと思います。

議　長
本案に対する質疑を許します。

議　長
暫く休憩致します。(午前11時43分)

議　長
再開致します。(午前11時43分)

議　長
第64号議案につきましては質疑を終りたいと思いますが、御異議ございませんか。

議　長
御異議ありませんので質疑を終り討論に入ります。

議　長
討論も省略したいと思いますが御異議ございませんか。

議　長
御異議ありませんので、討論を省略致しまして表決に付します。

議　長
議案第64号公営住宅建設工事費起債についてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

議　長
御異議ございませんので、原案通り可決することに決定を致しました。

議　長
次は日程の第15、議案第67号、1969年度土地区画整理事業第二地区特別会計予算追加更正予算を上程致します。

議　長
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助　役

説明申し上げる前に、説明資料今まだお手元に配られてないようでありますので、一応お配りしてから説明申し上げたいと思います。まだお配りしてないようであります。

助　役

御承知のように区画整理第二地区の事業は69年度でもって最終年度になっております。そこでこの事業に対しましては政府の補助金算定にあたりましては、実際の支出額、いわゆる清算額に対しまして、補助金が確定する年度になりまして、今年度が政府補助金事の最終しめくくりの年度にあたります。それでこの事業はここに数字を掲げてありますように、資金計画という計画表を区画整理事業の認可の計画書の認可を受けております。その認可に従いまして、今まで事業を執行して来ている訳でありますが、ここにありますように総事業量は、現在までの認可を受けた金額は3,3000.ドルの事業認可になっ

ております。総額にしまして。それが今度学校敷地がそこにできましたためにその中にありますところの道路は必然的に工事が要しなくなった訳であります。それから軍用地との、この事業地区との境界に、計画におきましては副員相当の広い8メートル以下の道路が計画されておりますがこの方も軍用地との境界が未確定のためにその工事が現在執行できなくなっている訳であります。そこで必然的に事業が操業が変更になることになる訳であります。そこで変更になります場合のまあ一応総事業量を綿密に今まで計算しておる訳でありますが、これを説明書によりました括弧の数字が当初の計画の数字であります。当初計画の数字であります。括弧でないものがいわゆる今度変更を見込まれる計画数字であります。それを66年度においてまあ50638ドル49セントの執行をしております。それから67年度において37194ドル67セントの執行、68年度において

1万5355ドル50セントの、これは執行された実績であります。そこで69年度の、現年度の執行すべき工事量、それから68年度において計上されておりますところの政府補助事業が、工期がちょうどあれは10月の10日までになっておりまして、一応6月までの執行分を68年度において執行しまして、それから7月以降のものについましては財源がないために予算繰越の処置がとれませんで一応不執行に落としまして、不用額に落としまして、今回それを追加更正している訳であります。それを見込みまして今回この事業量を見積りました場合に299805ドル91セントと、当初の計画より幾らか予算総額が縮小されております。その原因につきましては先申し上げたような、道路工事が執行できなく、又不必要でなった箇所が出たためにそういう変更をすることになった、せざるを得なくなった訳であります。それに伴いまして、一応政府の補助金等を一応見積りしまして今回の追加

更正を編成した訳であります。そういう前提に立ちまして御説明を申し上げたいと思います。それで1款の諸費地の処分収入がこれは当初予算に5500ドルでございますが、これは68年度の予算において53500ドルは68年度の予算に計上されている金額でありますが、これが不執行で終りまして、一応不用額に、不執行になっておりますので、今回追加計上致しまして、これは当初の計画通り59000ドルでございます。それから政府支出金の方が当初予算において28000ドル計上されております。それに今回、去った68年度で執行すべき政府の補助事業が68年度に執行した分の諸補助金は既に68年度で交付されておりますが、その残り分の補助金が11000ドルというふうになっております。これは計算上は単にその工事分だけを見積りますと14000ドルという数字になりますけれども、これを総体的に清算するという計算をしますと大体11000ドルの補助金が交付されると

いう想定のもとに今回追加しましたのが11000ドルであります。そして合計しまして39000ドル。それから繰越金、これは才計剰余金であります。これが2046ドルの才計剰余金がありますのでこれを計上した訳であります。そして今回追加更正致しますのが66546ドルの追加になりまして、合計しまして145617ドルの予算額になる訳であります。才入の主なものは先申し上げましたように賃貸地の処分とそれから政府補助金、繰越金であります。それから才出におきましては区画整理費が33449ドルの追加であります。そのうち4項の工事費が33449ドルの追加で、内訳申し上げますと、1目の整地費が997ドルの追加であります。これは市の直営の整地工事費でございまして、燃料費が210ドルの追加、それから広告料が56ドルの追加、これはブルを処分することになっておりますが、これのまあ広告で、新聞広告料を計上したものであります。それから借料、損料が731ドルの追

加でありまして、これは市が直接行いますところの残土整理等の工事をするための色々な重機等の借料でございます。それから2人目の道路橋梁費、3万1千ドルの追加であります。これは4節の工事請負費で3万1千ドルでありますが、このうち68年度の予算に計上されて、不用額に落とした分が2万6千ドル、これだけが68年度の不用額に落とした工事分でございます。それから間知ブロック積が3千00ドルの追加であります。それから補償費が34ドル、これも68年度において計上されているものの不執行に、不用額に落とした分の追加でございます。それから公債費が3万8834ドルの追加であります。これは利子の方は2万8834ドルの追加でありますが、この方は工事、この工事に充てるために59000ドル現在琉球銀行から借りている訳でありますが、この方は替費地の処分によって借入金を償還をされる訳でありますが、この替費地の処分が68年度においても……あ、

68年度においても、一応予算に見積られておりましたけれども未だその段階に至りませんで不執行になっております。それでこの処分については一応年度一杯の期限を見ておかんと利子等からも不足をするんじゃないかという訳で59000ドルに対しまする今回追加される30000ドルを合算しまして、差1カ年間の利子を一応見積りして追加致した訳であります。年度末6月31日までの期間を見積りまして利子を計算致した訳であります。それから元金の30000ドル。これは68年度に計上されておったもんでありますけれども結局自治法によりまして、今回追加更正をした訳でありまして、借入元金についてはまだ1仙の償還もございません。これを全部現年度におきまして償還を致したいという訳で59000ドル合計しまして元金を計上致した訳であります。それから予備費が263ドルの追加でありますけれども、これは収支のバランスを取るために一応予備費に持って来まして、そして才出額におき

まして66546ドルの今回追加更正しまして、合計145617ドルの予算額になっております。以上説明を終ります。

議　長
本案に対する質疑を許します。

議　長
暫く休憩致します。(午前11時55分)

議　長
再開致します。(午前11時56分)

議長

まもなく議案につきましては、質疑の段階で継続審議としてみきわめたいと思いますが、お異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長

他に変った御意見はございませんって、質疑の段階で継続審議といたします。

議長

休憩いたします（午前11時45分）

休憩前に引き続き開議いたします（午前11時47分）

議長

人事議案第3号については、その中の一部が残っておりますが、子后は天文測量所の定数が変りますので子后の人事は四月に延期したいと思いますが、他に変った御意見ございませんか。

議長

変った御意見がございませんので、左様決定いたします。

議　ゼ

7.12. 議長はいそいらす（子ずいはまらり）